

岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募公告

次のとおり、岡山県環境保健センターに自動販売機を設置する者を公募する。

令和8年2月13日

岡山県環境保健センター所長 妹尾安裕

1 公募に付する事項

(1) 名称

岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募

(2) 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができると岡山県が判断した場合は、令和9年4月1日から2年を限度に、引き続き設置することができる。

(3) 設置場所

岡山県環境保健センター（岡山市南区内尾739-1）本館1階玄関風除室

詳細については、別添 岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）「1公募物件」を参照のこと。

2 公募に参加できる者の資格

次の要件を全て満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

(1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有し、故障等緊急の場合において迅速な対応ができる者であること。

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。

ア 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
 - ク 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称

岡山県環境保健センター総務課（担当：前田）

〒701-0298 岡山市南区内尾739-1

電話 (086) 298-2681

FAX (086) 298-2088

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 参加手続等

(1) 仕様書の配布期間及び場所

次のとおり、仕様書、自動販売機設置位置図、提出書類様式等を配布する。

ア 配布期間

令和8年2月13日（金）から2月27日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/site/712/>）からダウンロードできる。

(2) 必要書類の提出の期間、場所及び方法等

この公募に参加を希望する者は、岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募参加意思表明書（様式第1号。以下「参加意思表明書」という。）その他必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関し岡山県から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間

令和8年2月13日（金）から2月27日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）

エ 提出書類（指定のないものについては、証明年月日が参加意思表明書到達日前1か月以内のもの。）

(ア) 法人

- ① 参加意思表明書（様式第1号）
- ② 販売品目一覧表（様式第2号）
- ③ 設置を予定している自動販売機のカタログ
- ④ 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書〈商号、住所、代表者、役員、設立日等を証明するもの〉）
- ⑤ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
- ⑥ 決算関係書類（直近1事業年度分）
- ⑦ 役員等名簿（氏名、よみがな、生年月日及び住所が必ず記載されていること。）（様式第3号）
- ⑧ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
- ⑨ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
※ 岡山県内に本店がある場合は、当該本店の所在地の市町村税の完納証明書
※ 岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書
- ⑩ 本店等の所在地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書〈その3の3〉）
※ 1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(4)の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
※ ③～⑥及び⑧～⑩についてはコピーでも可。
※ ④、⑤及び⑧～⑩については、証明年月日が参加意思表明書到達日前から3か月以内のもの。

(イ) 個人

- ① 参加意思表明書（様式第1号）
- ② 販売品目一覧表（様式第2号）
- ③ 設置を予定している自動販売機のカタログ
- ④ 本籍地の市町村が発行する身分証明書
- ⑤ 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
- ⑥ 印鑑証明書（住所地の市町が発行するもの）
- ⑦ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
- ⑧ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）

⑨ 所在地を管轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書〈その3の2〉）

※ 1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(4)の方法により担当課に確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。

※ ③～⑨についてはコピーでも可。

※ ④～⑨については、証明年月日が参加意思表明書到達日前から3か月以内のもの。

(3) 提出書類の審査

ア 審査結果の通知

(2)で提出された書類を岡山県が審査した結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。

イ 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

アの通知を受け取った者は、令和8年3月10日（月）までに、下記(4)ウのあて先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年2月13日（金）から同年2月27日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 方法

仕様書等に対する質問・回答書（様式第4号）によりFAXすること。

ウ 宛先

岡山県環境保健センター総務課

FAX番号 (086) 298-2088

エ その他

選考後、仕様についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考

選考に参加する者は、売上手数料率見積書（様式第5号。以下、「見積書」という。）を提出すること。

(1) 選考日時

令和8年3月12日（木） 午前10時

(2) 選考場所

岡山県環境保健センター1階第1会議室（岡山市南区内尾739-1）

(3) 見積書の提出

直接、選考場所へ持参すること。郵便、FAXその他の方法による提出は認めない。

(4) 見積書の記載

選考参加者は、小数第一位までの売上手数料率を見積書に記載すること。

(5) 設置予定事業者の決定とその方法

ア 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、選考参加者が提出した見積書に記載された率が、岡山県の予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積をした者を設置予定事業者とする。

イ 見積書の開封は、当該選考事務に直接関与しない職員の立ち会いのもとで行う。

なお、選考参加者の立ち会いも認めることとするが、契約を締結する権限を有する者以外が代理で立ち会う場合には、委任状（様式第5号）を提出すること。

ウ 提出された応募書類の審査の結果、資格要件を満たさない又は書類不備等により不適合と認められた者については、選考の対象としない。

エ 応募者は、その提出した見積書の引換え、書換又は撤回をすることができない。

オ 設置予定事業者となるべき同率の見積をした者が2者以上あるときは、別途通知する日時において当該参加者にくじを引かせて設置予定事業者を決定するものとする。この場合において、当該参加者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

カ 岡山県が予定する売上手数料率以上での見積者がいない場合は、条件等を見直しの上、後日改めて再度の公募を行う。

キ 岡山県は、選考参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 見積の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- (1) 2に示した公募に参加できる資格のない者のした見積
- (2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者のした見積
- (3) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積
- (4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に掲げる入札に準じた見積

8 設置事業者の決定

- (1) 岡山県は、選考参加者が提出した見積書のうち、岡山県が予定する売上手数料率以上であるものを対象として、選考後速やかに、7に該当していないかについて審査する。
- (2) (1)の審査は、最高の売上手数料率が記載された見積書から、売上手数料率の低いものへと順次実施し、1者の見積書が7に該当していないことが確認できるまで行うものとする。
- (3) 審査の結果、見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

9 公表

8で決定した設置事業者名及び売上手数料率を、応募者全員に通知するとともに、岡山県ホームページにおいて公表する。

10 その他

- (1) 契約書等作成の要否
要
- (2) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (3) 自動販売機の撤去及び移設について
岡山県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。

- (4) 設置事業者に決定した者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) その他詳細については、仕様書による。

岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募仕様書

1 公募物件

物件 番号	所在地	設置場所	設置台数	設置場所の寸法		販売種類	位置図
				幅	奥行		
1	岡山市南区 内尾739-1	岡山県環境 保健センター 本館1階 玄関風除室	1台	2.0 m以内	1.1 m以内	清涼飲料水 (缶・びん・ペ ットボトル)	①

※ 設置場所の寸法の幅は、「2設置条件」にある使用済容器回収ボックスの幅との合計である。

設置場所の寸法の奥行は、柱による張出し部分があるため、自動販売機設置位置図を参照すること。

なお、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のため扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

また、その際、公募公告8(2)に記載する電気使用量計測のための子メーターを設置するスペースについても併せて確認すること。

2 設置条件

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (2) 販売品目は、お茶、水、スポーツ飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類（炭酸飲料を含む。）の缶、びん又はペットボトルの密閉式容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- (3) 使用済容器回収ボックスの設置
 - ア 設置場所の寸法内に、自動販売機及び販売する飲料（缶・びん・ペットボトル）の使用済容器の分別回収ボックスを必要基數設置すること。
 - イ 回収ボックスの収容容積は、回収頻度と回収量を考慮し、適切なものとする。
 - ウ 岡山県庁プラスチックごみ削減指針に基づき、回収ボックスは新機能リサイクルボックスを設置するよう努めること。
- (4) 自動販売機の規格等
 - ア 外色については、官公庁に設置することを考慮して奇抜な色・デザインを避け、公序良俗に反しないものであること。
 - イ 可能な限りユニバーサルデザインであること。
 - ウ ノンフロン対応機であること。
 - エ 自動販売機の節電に取り組むこと。特に照明については、午後7時から翌日午前8時の間、タイマーによる電気調節を行うこと。

オ 転倒防止対策を施すこと。なお、設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法は含まないこととする。

カ ホットアンドコールド機であること。

キ 可能な限り電子マネー・キャッシュレス決済対応であること。

- (5) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

3 売上手数料率

売上手数料率は、1.0%以上とする。

4 販売価格

メーカー希望価格から10円値引きした価格とする。

5 行政財産使用許可

(1) 行政財産使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年3月23日(月)から令和8年3月31日(火)までに、行政財産使用許可申請に係る書類を提出すること。

ア 提出書類 ※提出部数は各1通

(ア) 行政財産使用許可申請書(岡山県財務規則 様式第111号)

(イ) 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面

(ウ) 自動販売機の管理関係証明書(様式第6号)

(ニ) 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の書類の写し

イ 手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

(2) 行政財産使用許可の期間(以下「許可期間」という。)

許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間とする。

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができると岡山県が判断した場合は、令和9年4月1日から2年を限度に、引き続き許可を行う。

なお、許可期間の満了前であっても、岡山県が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、許可を取り消すことがある。

また、岡山県が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。

(3) 行政財産使用条件

行政財産使用許可書に記載された条件を遵守し、6の行政財産使用料を岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岡山県に請求することはできない。

6 行政財産使用料

自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積によって岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和39年岡山県条例第20号）の定めるところにより算定した額をもって行政財産使用料とする。

なお、行政財産使用料は、年度ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

※ 参考：令和7年度における行政財産使用料 1. 11㎡ 6,932円/年
（条例の改正等により額が変更となる場合がある。）

7 売上手数料

- (1) 売上手数料は、自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に手数料率を乗じた額とする。
- (2) 設置事業者は、自動販売機に係る毎月の売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月10日までに各月の自動販売機の売上単価、売上本数、売上合計額及び売上手数料が確認できる実績報告書を作成し、岡山県に提出すること。
- (3) 売上手数料は、四半期ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

8 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、四半期ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。
なお、電気使用料の額は、自動販売機設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量をもとに中国電力(株)の電気供給約款及び電気料金単価表により計算した額とする。

9 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを岡山県に提出すること。
- (2) 商品の搬入、使用済容器等廃棄物の搬出時間及び経路、並びに車両の駐車位置については岡山県の指示に従うこと。
- (3) 回収ボックス内にある使用済容器等廃棄物は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

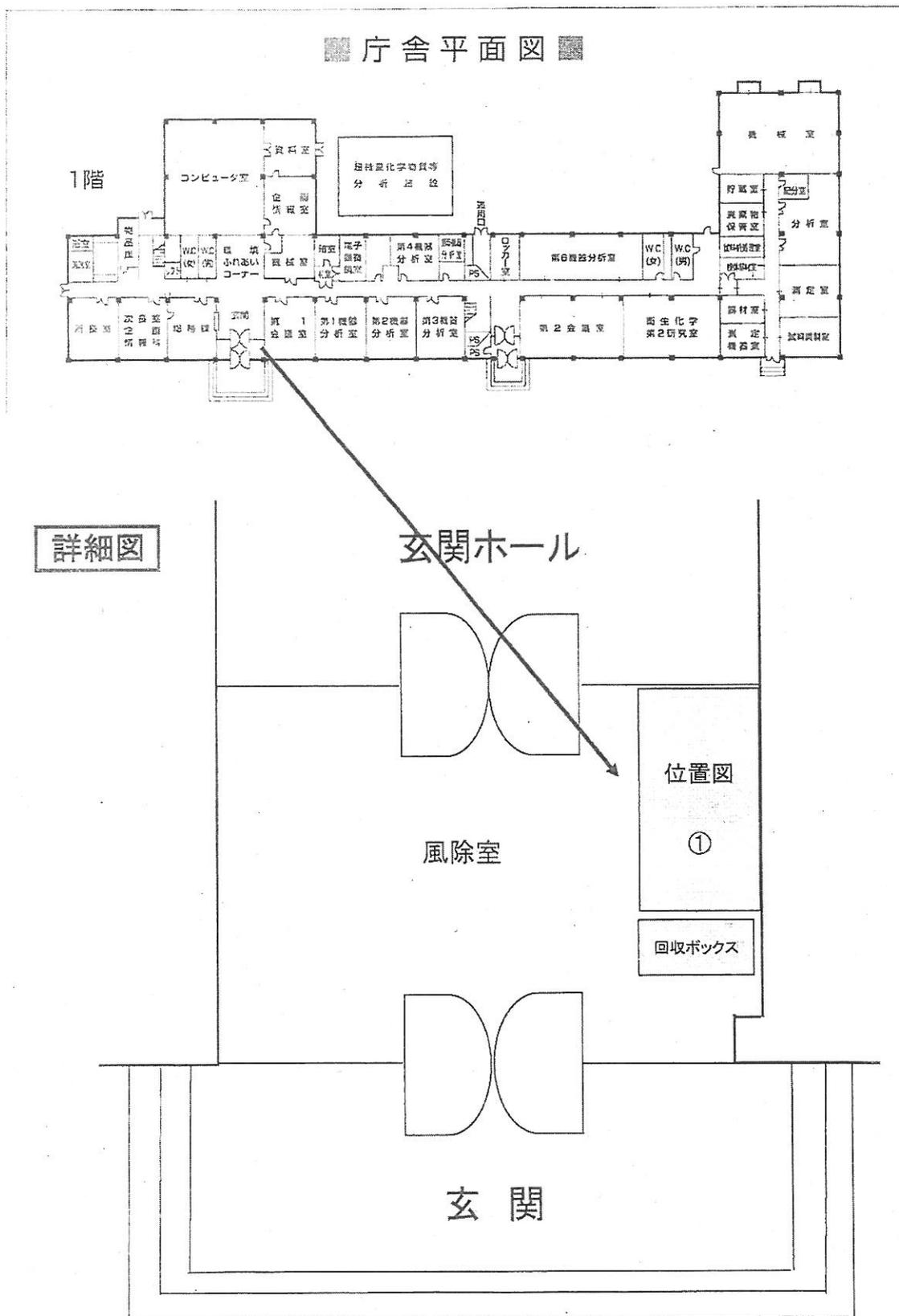
- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) 岡山県に対して報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) その他、岡山県が必要と認めた場合

11 岡山環境保健センター自動販売機設置事業者公募に係る参考データ

- (1) 岡山県環境保健センター自動販売機実績
令和7年1月1日～令和7年12月31日 売上本数 1,900本
契約期間中の売上を保証するものではない。
- (2) 岡山県環境保健センターに勤務する職員数
令和7年12月1日現在 52人

自動販売機設置位置図

環境保健センター



(様式第1号)

岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募参加意思表明書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター 所長 殿

住所(所在地)

商号又は名称

代表者 職氏名

⑨

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

令和8年2月13日付けで公告のあった岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、公募に参加できる者の資格を満たしていること、添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び公募に係るすべての条件を十分理解し承知の上であることを誓約します。

記

- 1 公告番号 環保第 号
- 2 名 称 岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募
- 3 設置期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 設置場所 岡山県環境保健センター本館1階玄関風除室(岡山市南区内尾739-1)
- 5 添付書類(⑨・無)
 - ・ 売上手数料率見積書(様式第2号)
※無地封筒(長型3号)に入れ、糊付けをして割印を上中下3か所し、表に、次ページ注2)の表記による、応募者の住所・氏名(法人は所在地及び商号)及び物件番号を記載してください。
 - ・ 販売品目一覧表(様式第3号)
 - ・ 設置を予定している自動販売機のカタログ
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書(県税の未納のないことの証明書)
 - ・ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書(市町村が徴収している税の未納のないことの証明書)
 - ・ 本社等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書(消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書)
 - ・ 登記事項証明書(法務局が発行する現在事項全部証明書(商号、住所、代表者、設立日を証明するもの)) ※法人のみ
 - ・ 決算関係書類(直近1事業年度分) ※法人のみ
 - ・ 役員等名簿(氏名、よみがな、生年月日及び住所が必ず記載されているもの) ※法人のみ
 - ・ 本籍地の市町村長が発行する身分証明書 ※個人のみ

(様式第2号)

売上手数料率見積書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター
所長 妹尾 安裕 殿

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名



下記のとおり応募いたします。

物件番号	設置場所	売上手数料率
1	岡山県環境保健センター 本館1階 玄関風除室	%

公告番号 環保第 号

名 称 岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募

※ 売上手数料率については、小数第一位まで記載するものとし、仕様書3に示した1.0%以上の売上手数料率をアラビア数字で記入してください。

- 1) 所在地、商号又は名称及び代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入押印すること。
- 2) この様式のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3か所し、表に、「環保第 号岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募」、応募者の住所及び氏名（法人は所在地及び商号）並びに物件番号を記載すること。

(様式第4号)

仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター
所長 妹尾 安裕 殿

住所(所在地)
商号又は名称
代表者 職氏名
(担当者)
(電話番号)
(FAX番号)

公告番号	環保第 号
名 称	岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募
質 問 事 項	
回 答	

(様式第5号)

委任状

私は
今般 _____ を代理人と定め、岡山県環境
保健センターが行う、次の公募に係る選考への立ち会いに関し、
一切の権限を委任します。

1 公告番号 環保第 _____ 号

2 名 称 岡山県環境保健センター自動販売機設置事業者公募

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

岡山県環境保健センター
所長 妹尾 安裕 殿

委任者 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

受任者 住所

氏名

㊟

(注) 選考について、契約を締結する権限を有する者以外が代理で立ち会う場合に、提出
すること。

(様式第6号)

自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者 職氏名

印

（事務担当者）

所属部署

氏 名

電話番号

岡山県環境保健センターに設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物件番号	1	設置場所	岡山県環境保健センター本館1階玄関風除室
------	---	------	----------------------

【個別業務の実施企業名】

業務区分	企業名 / 担当所属	連絡先（電話番号）
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
使用済み容器の回収		
その他の ()		

※ 個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※ 本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

役 員 等 名 簿

商号又は名称

●登記事項証明書における「役員（社員）に関する事項」欄の掲載者全員（取締役・監査役・理事・社員等全て。ただし掲載者が法人である場合を除く。）及び「支配人の氏名及び住所」欄・「支配人に関する事項」欄へ掲載された支配人を全て記入して下さい。

No.	役 職 名	常勤・非常勤の別	フリガナ氏名	生年月日	住 所
1		常勤・非常勤			
2		常勤・非常勤			
3		常勤・非常勤			
4		常勤・非常勤			
5		常勤・非常勤			
6		常勤・非常勤			
7		常勤・非常勤			
8		常勤・非常勤			
9		常勤・非常勤			
10		常勤・非常勤			
11		常勤・非常勤			
12		常勤・非常勤			
13		常勤・非常勤			
14		常勤・非常勤			
15		常勤・非常勤			
16		常勤・非常勤			

1 本役員等名簿に記載した者について、暴力団員等であるか否かについて岡山県が岡山県警察本部に照会することについて異議ありません。

2 虚偽の記載等を行った場合には、入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異議ありません。

令和 年 月 日

住 所
(所在地)

商 号

代表者職氏名

役員等名簿

商号又は名称 岡山県庁商事株式会社

●登記事項証明書における「役員（社員）に関する事項」欄の掲載者全員（取締役・監査役・理事・社員等全て。ただし掲載者が法人である場合を除く。）及び「支配人の氏名及び住所」欄・「支配人に関する事項」欄へ掲載された支配人を全て記入して下さい。

役職名	常勤・非常勤の別	フリガナ氏名	生年月日	住所
1 代表取締役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤	オカヤマ タロウ 岡山 太郎		
2 取締役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤	オカヤマ イチロウ 岡山 一郎	S28.4.5	岡山市中区国富〇〇〇-〇
3 取締役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤	オカヤマ カズコ 岡山 和子	S33.7.20	岡山市中区国富〇〇〇-〇
4 取締役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤	オカヤマ ゴロウ 岡山 五郎	S41.11.29	岡山市中区古京町〇〇〇-〇
5 監査役	<input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤	ツヤマ ヨシオ 津山 義男	S44.9.13	岡山市中区土田〇〇〇-〇
6 社外取締役	<input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤	ヒロシマ ジロウ 広島 次郎	S60.5.3	広島県広島市中区基町〇〇〇-〇
7 社外監査役	<input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤	ヤマグチ シロウ 山口 四郎	S38.12.20	山口県柳井市柳井〇〇〇-〇
8 支配人	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤	クラシキ サブロウ 倉敷 三郎	S36.12.31	倉敷市老松町〇〇〇-〇
9	<input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤			
10	<input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤			
11	<input type="radio"/> 常勤			
12				
13				
14	<input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤			
15	<input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤			
16	<input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤			
17	<input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤			

氏名のフリガナは必ず記載して下さい。

常勤又は非常勤のどちらかを○で囲んで下さい。

登記事項証明書に掲載されている役職名を記載して下さい。

役員等多数のため、1枚に記載しきれない場合は、必ずこの様式を使用して、2枚目以降を作成して下さい。

- 1 本役員等名簿に記載した者について、暴力団員等であるか否かについて岡山県が岡山県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異議ありません。

令和 4 年 1 月 31 日

住 所 岡山市北区内山下〇丁目〇番地〇号
(所在地)

商 号 岡山県庁商事 株式会社